

さいたま市教職員の再就職管理の適正の確保等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、さいたま市立学校を離職した一般職の教職員(臨時的に任用された教職員及び非常勤職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。)を除く。以下「退職教職員」という。)の再就職管理の透明性及び信頼性を高めるため、退職教職員の営利企業等における営業活動の自粛、再就職先の公表手続等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 再就職者 退職教職員で、営利企業等に再就職した者をいう。
- (2) 営利企業等 営利企業及び営利企業以外の法人(国、国際機関、地方公共団体、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第4項に規定する行政執行法人及び地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人を除く。)
- (3) 営業活動 売買、賃借、請負その他の契約又はさいたま市立学校が行う行政処分に関し、再就職した営利企業等に有利な取扱いをすることをさいたま市立学校に対し要求し、又は依頼することをいう。
- (4) 管理職教職員 さいたま市教職員の給与に関する条例(平成29年3月条例第21号)別表第4に定める職務の級4級の職に区分される教職員をいう。

(営利企業等における営業活動自粛等)

第3条 再就職者は、営利企業等における業務遂行に当たっては、市政の信頼を確保するという自覚を持って行動するものとする。

- 2 再就職者は、離職前5年間の職務に属するものに関し、離職後2年間は、営業活動に従事しないものとする。
- 3 再就職者のうち、離職した日の5年前の日よりも前に管理職教職員であった者は、前項の規定によるもののほか、当該管理職教職員に就いていたときの職務に属するものに関し、離職後2年間は、営業活動に従事しないものとする。
- 4 前2項の規定によるもののほか、再就職者のうち、在職していたときに当該再就職者が再就職した営利企業等との間の売買、賃借、請負その他の契約であって、その締結について自らが決定したもの又はさいたま市立学校が行う

行政処分であって自らが決定したものに関し、営業活動に従事しないものとする。

(再就職状況の届出)

第4条 管理職教職員であった者で離職後2年以内に再就職者となった者は、再就職後2か月以内に再就職先届出書(別途様式)を教育委員会に提出するものとする。

(再就職状況の公表)

第5条 教育委員会は、前条の規定による届出があった再就職者の氏名、離職時の役職、離職年月日、再就職先の名称、再就職先の役職及び再就職年月日を毎年7月に公表するものとする。

2 前項の規定による公表は、前年の7月からその年の6月までの状況について行うものとする。ただし、施行1年目については、施行日からその年の6月までの状況について行うものとする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附則

この要綱は、平成31年3月31日から施行する。

様式(第4条関係)

再就職先届出書

私は、さいたま市立学校を離職後、再就職したことを届け出し、氏名、離職時の役職、離職年月日、再就職先の名称、再就職先の役職及び再就職年月日を公表されることに同意するとともに、再就職後の活動について次のとおり宣誓いたします。

- 一 再就職先における活動に関しては、さいたま市教職員であったことを認識し、常に市民の市政に対する信頼を確保するという自覚を持って行動します。
- 二 さいたま市立学校を離職後2年間は、管理職教職員として従事していた職務に関連する売買、賃借、請負その他の契約又はさいたま市立学校が行う行政処分に関し、再就職先に有利な取扱いをすることをさいたま市立学校に対し要求し、又は依頼することをいたしません。

年 月 日

さいたま市教育委員会 様

氏 名： ⑩
離職時の市の役職：
離職年月日： 年 月 日
再就職先の名称・役職：
再就職年月日： 年 月 日